

18

670

齒
牙
保
護
論

完

060217-000-3

18-670

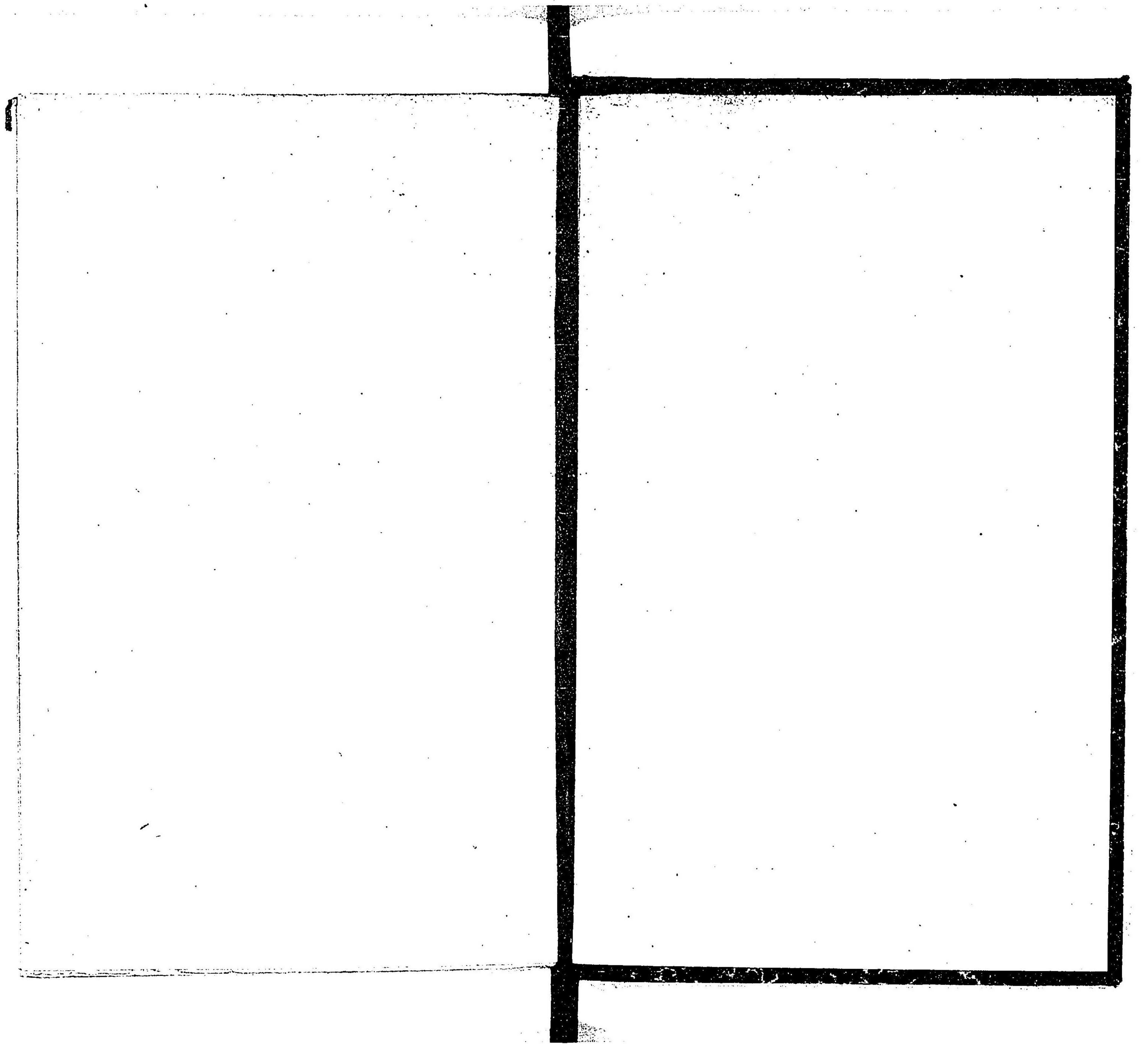
齒科保護論

齒科医会

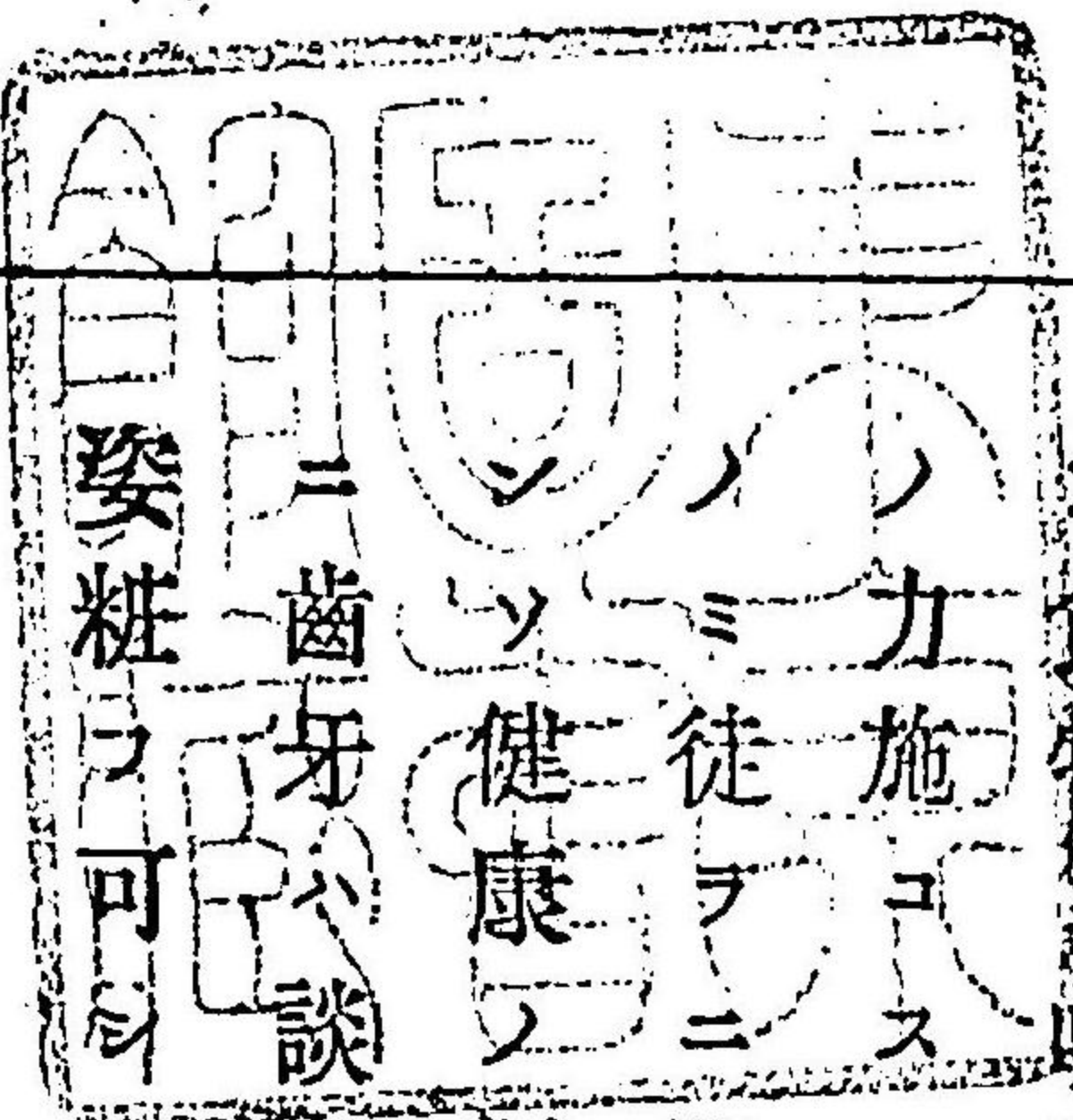
M28

CBL-0051





18-670



緒言

齒堅則壽何ヲ以テ之ヲ謂フ齒牙ニシテ朽傷缺損

カ食物ノ咬斷齟碎何ニ依テ之ヲ營マン唾液ノ効腸胃

ノ力施ユスニ由ナカラシ滋養ノ食品モ不消化ノ粗礫

ノミ徒ラニ腸胃ヲ傷害シ全身諸器ノ衰弱ヲ招キ又何

シソ健康ノ軀トナリ長壽ノ人トナルヲ得ンヤ加フル

ニ齒牙ハ談話器トシテ裝飾器トシテ聲音調フ可シ容

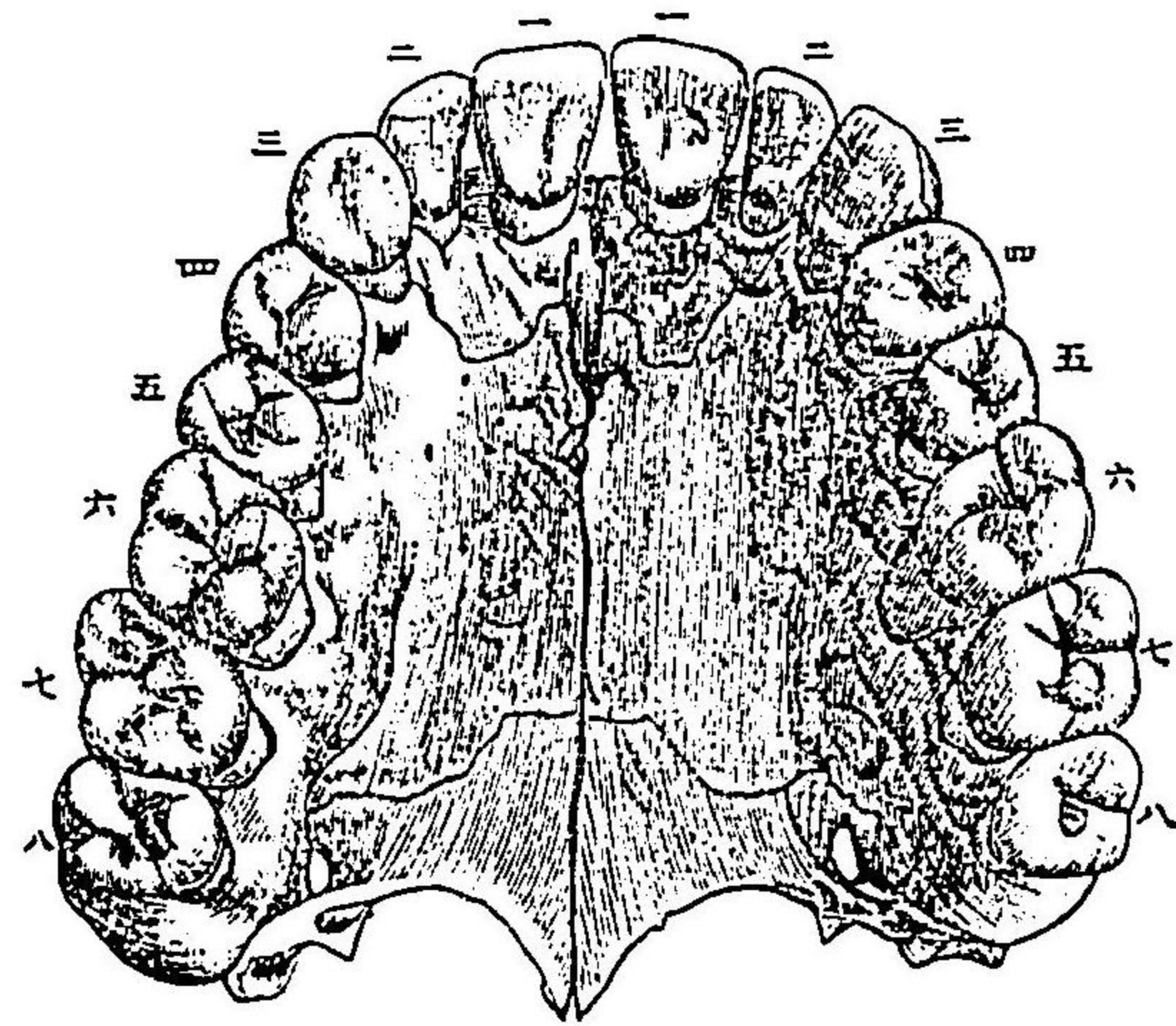
姿粧フ可シテモストテスノ雄辯モクレオンノ能辯モ

之ニ依テ一世ヲ聳動シ莊姜ノ美亦之ニ依テ永ク詩ニ

謳ハル嗚呼人世ノ快樂榮譽盡ク齒牙ニ存スルト云フ

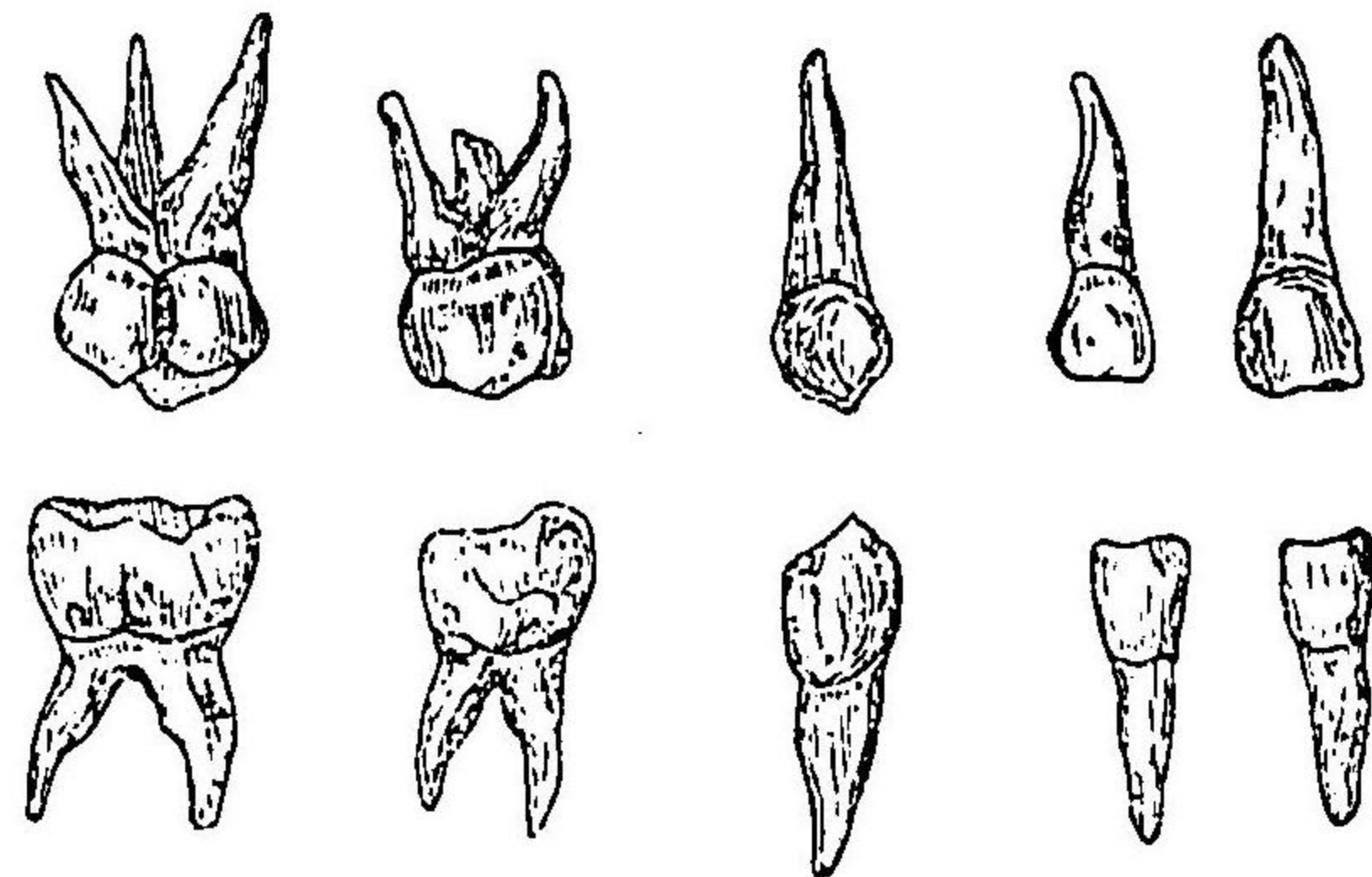


第一圖
 上顎齒牙並植ノ狀態



(圖解ハ一頁ニ載ス)

第二圖
 乳齒右側半部上下各齒ノ形狀



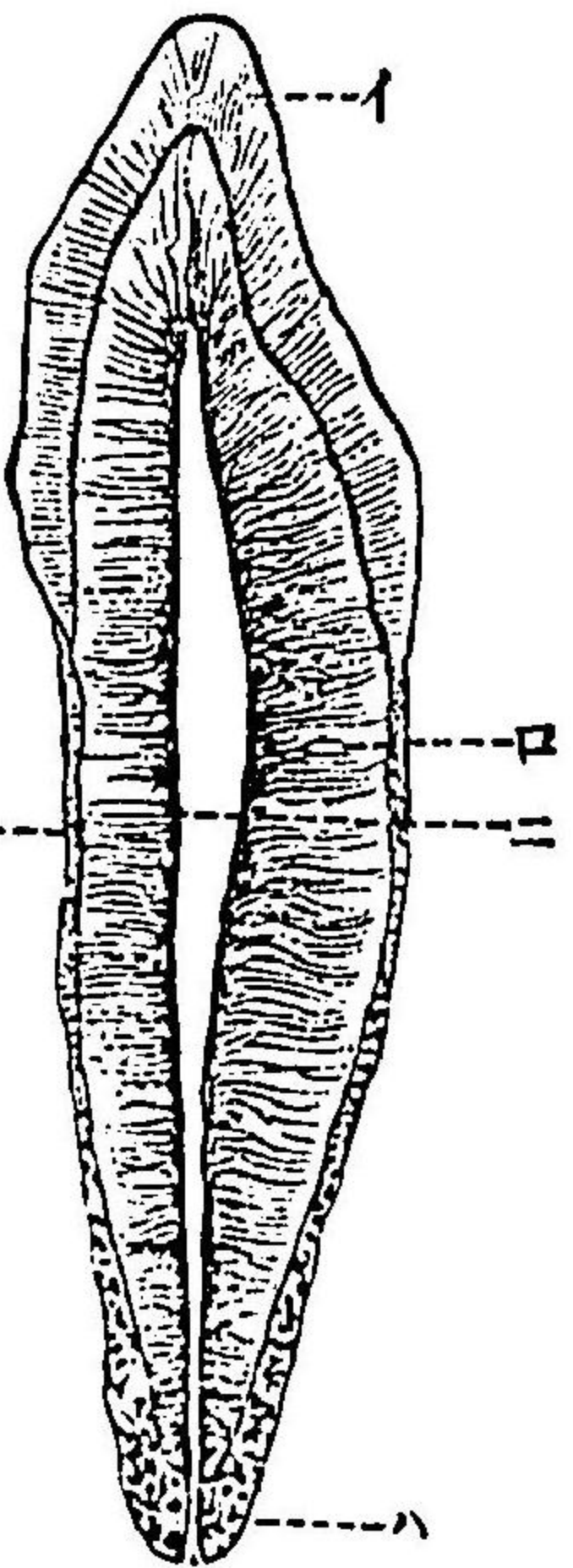
モ誣言ニ非サルナリ齒牙ノ保護豈ニ之ヲ忽諸ニ附シ
 テ可ナランヤ

明治廿八年十月

編者識

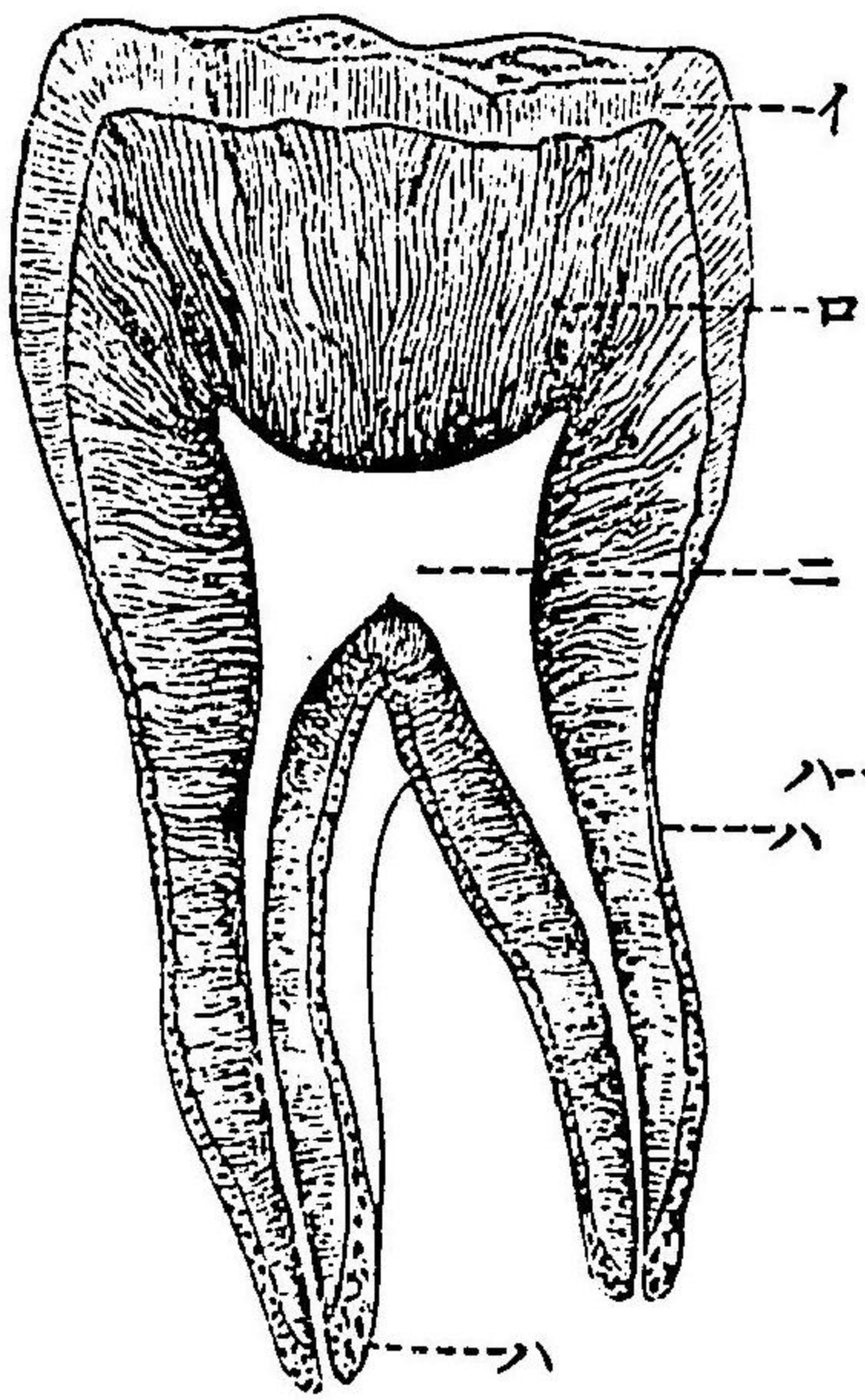
第三圖

上顎前齒縱断面



第四圖

上顎大白齒縱断面



(圖解二頁ニ載ス)

齒牙保護論

齒牙の解剖及發生期

齒牙保護法を説くに先ち讀者は齒牙解剖の大畧を知悉せざるべからず依て左に之を述へん

齒牙に二種類あり一を乳齒にほしと云ひ一を永久齒と云ふ乳齒は小兒の齒牙にして永久齒發生の期ちのちに至れば脱落して之と交換す乳齒は其數上下各十枚にして永久齒は其數上下各十六枚とす第一圖は上顎永久齒の骨中に並植せる状態を示す(一)は中央前齒(二)は側前齒(三)は犬齒俗に糸切(四)は第一小臼齒(五)は第二小臼齒(六)は第一大臼齒(七)は第二大臼齒(八)は第三大白齒即ち智齒俗に親知らずなり第二圖は乳齒右側半部の形狀を示す即ち中央前齒、側前齒、犬齒及第一第二臼齒とす第三圖は上顎

前齒を縦斷せるもの第四圖は同大白齒を縦斷せるものにして(口)は齒牙の大部を構成する象牙質(イ)は齒の冠部を被包する琺瑯質(外面に露出部分)は根部を被包する白堊質(ニ)は齒髓腔にして齒牙生活時は神經血管の集合物たる齒髓と稱する軟組織を以て充實せらる

乳齒の發生は小兒生後六ヶ月より二ヶ年半にして完結す下齒は通常上齒に先ち左右兩側の同名齒は其時日を同ふするものとす其發生順序は左の如し

- 中央前齒 五ヶ月より
- 側前齒 七ヶ月より
- 犬齒 十八ヶ月より
- 第一白齒 十二ヶ月より
- 第二白齒 二十ヶ月より

然れども是れ其概畧を示すのみ多少の差異なき能はず而して乳齒發生の際は屢々小兒に不穩の症狀を呈し齒齦は浮腫又は硬結して疼痛

を發し及瘧疾、瘧疾、瘧疾等其他全身諸症を起すことあるを以て齒科醫並に普通醫家の診を乞ひ適應の處置を施さずんば生命の危險を招くこと往々之れあり

永久齒牙發生の順序は左の如し

- 第一大白齒 滿五歳より六歳
- 中央前齒 六歳より八歳
- 側前齒 七歳より九歳
- 第一小白齒 九歳より十歳
- 第二小白齒 十歳より十二歳
- 犬齒 十一歳より十三歳
- 第二大白齒 十二歳より十四歳
- 智齒 十七歳より二十一歳

乳齒と永久齒の交換時の注意に就ては後章に之を詳述すへし

齒牙掃除及飲食物の注意

齒牙の保護は其掃除を怠らざるを以て第一とす故に毎朝及就寤前必ず口内を淨漱し齒刷に少許の精良なる磨齒粉を附し全齒の内外面、齒の咀嚼面その上面を云ふ等周密に之を磨くへし齒刷の使用に方り一の注意を要すると之れあり蓋し何人も其特性として右手齒刷の柄子を把握し先づ強き摩擦力を左側の齒牙に加ふるか故該側の齒牙は爲めに往々著しき摩擦を起するを見る之を防かんには最初に右側を磨き終りに左側を磨くの習慣を養成すへし何んとなれば次の運動は最初の運動に比すれば其摩擦力微弱なるを以てなり齒刷は近時模造せる西洋風のものを用ゆへし其毛は柔軟に過くるときは汚垢去り難く硬固に過くるときは齒質を害す宜しく中性のものを撰ふへし斯る刷毛か齒

齦に對する適度の刺戟は其血行を旺盛にし齒齦をして健康に鞏固ならしむるの効あり齒刷の柄子は骨製の堅牢なるを良とす竹製或は鯨骨製の筥狀をなすものは柄子彈力を有し把握十分ならず屢々逸脱して齒齦を傷害することあり又本邦從來用ひし所の房楊枝は齦肉を退縮せしめ齒牙を挺出動搖せしむるの憂あり

食後は必ず小楊枝を用ひ其渣滓の齒間及咀嚼面の凹部に殘留するものを防ぎ且つ合嗽するを宜しとす若し渣滓をして永く殘留せしむるときは酸化して齒質を腐蝕し齶齒虫即ちを生す今酸の齒牙を害する例を擧げんには試に卵殼を酸液に浸せは暫時にして溶解し僅に少許の膜様物を殘すのみ齒牙も亦卵殼と等しく土質分より成形せらるゝを以てなり又日常食する所の醋液類は素より害なきに非すと雖も口内には津唾の在るありて以て之を中和し其害を防ぐ故に卵殼の酸液に

於ける如くならず。飲食物の禁忌すべきものは硬固物、粘着性及弾力性物、過冷、過熱の物品とす。第一硬固の食物、炮豆及乾固菓實の類は往々咬碎するの際齒皮を毀損することあり、其缺損部より腐蝕を生じ時として齒體を裂傷し、冷熱物をして直接に齒髓に感傳せしむるを以て遂に齒牙の死壞を來たす。或は齒根膜齒根を包纏して之を營養する所の骨膜に激動を起し、其炎症を誘發する。とあり。第二粘着性、弾力性の食品、飴、餡、金米糖、乾鳥賊、干石決明の類は、永く齒面に膠着し、或は齒間に残留するか爲めに酸化して齲齒の原因をなす。次に過冷、過熱の飲食物も亦齒牙を害す。殊に温熱物を取るの後直ちに寒冷物を取り、寒冷物を取るの後温熱物を取るとき、齒皮を毀損す。齒皮は恰も玻璃の如ければなり、就中過熱の食物は齒齦を荒蕪する甚し。其他酸類、糖類の食物も亦齒牙に患害を及ぼすものなり。何んとなれば

前述せる如く、齒牙は土質より成形せるを以て酸類の爲め、織質溶解せられ、又糖類は他の食物より酸化すること最も速かなりとす。酸類製劑の如き亦同一の傷害力を有す。然れども主として其傷害力を逞ふする劇酸は通常食物の口内に於て化學的變化を受け、醱酵する所の酸を以て甚しとせり。故に寧ろ此種の食物を禁忌するより、食後口内を清淨ならしむるに在り。

磨齒粉

磨齒粉は齒牙保護上、缺く可からざるの要具なり。而して其撰擇や亦缺く可からざるの要務なり。蓋し本邦古來用ひし所の磨齒粉は其質多くは粗惡にして、齒質を害する甚し。其原料の如き寒水石、房州砂、或は牡蠣粉等の砂石類に、芳香藥及色料を調和せしむ過ぎ、故に其害たる初め、珫瑯質を磨削し、次て象牙質に及び、齒面は爲めに粗糙にして、滑澤の質

を失ひ反て汚物を附着し易からしむ且つ其知覺鋭敏なる所の象牙質の露出は冷熱甘酸の飲食物刺戟に由りて劇しき感覺を發起す所謂齒牙消耗症なるものにして本邦人の此症多き實に歐米人の比に非ず粗製磨齒粉之か一大原因たること疑を容れず終には齒髓爲めに死壞疼痛するに至り其粉末は齒齦と齒根の間に殘留し齦肉に膿汁を醸し口内益々不潔に陥り齒槽突起歯牙を並植する所の骨突起は吸収せられ齒牙挺出して脱落する者あり然るに世人多くは磨齒粉は齒を研磨して白色と爲し外相を粧ふものと誤想す衛生の主旨に戻ると謂ふへし抑も磨齒粉を用ゆるの本意たる食物の渣滓粘液の汚垢を除き齶齒及齒石俗に齒鹽を生せさらしめ珫瑯質をして緻密滑澤ならしめんか爲めなり故に口内に入るれば唾液に混して溶解し毫も齒質を害することなく又能く食片の酸化を防ぎ粘液の汚着を去り寄生物を撲滅し齒牙及齒齦を健

全ならしむるの藥品を撰用すへし粗製磨齒粉は此本意を失ふのみならず反て大害を醸すに至る寧ろ齒刷に清水を浸し用ゆるの優れるに若かす磨齒粉の撰擇は殊に注意を要する所以のもの之か爲めなり

齒石及血石

齒石は齒根に沈着する所の一種の土類質にして口内唾液唾液か温度の爲めに其水分を蒸散し土質沈澱して成形せらるゝものなり猶ほ水を煎る鐵瓶の底に白堊を附着するか如し之を分析すれば磷酸石灰、炭酸石灰、脂肪、食物渣滓等より成る其色茶褐或は黄綠、灰白なるあり其質も亦硬固なるあり柔軟なるあり而して齒石の附着し易き部は唾管唾液を分泌する開口の近傍即ち上顎臼齒の外外面及下顎前齒の内面とす其他咀嚼物の磨擦を受けざる部に於て亦然りとす

血石とは齒根と齒槽との間に沈着せる石灰分の一種にして血液中小

り分解し來りて沈澱する所のものにして其質硬固にして暗黒若しくは暗綠色をなし齒齦縁下の齒根に固着するを以て目撃する能はず本邦人の弊たる齒石を堆積して之を放任し或は曰く之を除去すれば齒牙を害すと何ぞ謬見の甚しきや夫れ齒石、血石の害たる齒齦、齒槽を損傷し齦肉は海綿狀を呈し齒槽突起は衰耗され齒牙は挺出して浮搖脱落し齒齦に膿を洩し口内分泌液に變敗を起し吸氣を汚臭ならしめ不知不識の間に絶えず膿汁を嚥下し以て胃腸の疾患を誘起す其害豈に大ならずや蓋し本邦人の齒牙早く脱落し或は齒齦諸病(慢性齒齦炎、齒槽膿漏俗ニト云フ)を患ふる多き實に此齒石、血石を等閑視するに起因す然り而して此等の諸症は概ね其沈着物を除去し平素純良なる磨齒粉を用ゐる以て口腔を清潔にせしむるときは治癒するものなり故に平素清潔法を施し可成的其附着を豫防せざる可からず然れども血石の

如き固より自から之を掃除するに由なく齒石の如き亦尙は多少の凝着を免れず殊に夜間睡眠中口内運動の靜止する時に方り最も沈着し易しとす須らく毎歳一二回必ず齒科醫に就き其除去を乞ふ可し又小兒の時は齒牙に粘液沈着物と稱する綠色或は黑色性物を附着するあり前齒表面に於て著しとす爲めに侵蝕を逞し朽缺の害を來たすものなるを以て是亦除去せざる可からず

齒牙交換期及乳齒保護

乳齒脱落して永久齒之に交換するの期は前表之を掲げし如く凡る七八歳より先つ下顎中前齒に始まり次に上顎中前齒次て側前齒に及び次に乳齒第一第二臼齒脱落して永久第一第二小臼齒之に交換し次て犬齒に及び十三四歳の頃に至るまで漸次脱落交換す次て永久第二第三大臼齒萌生す而して乳齒根は交換期に達せば漸々吸収消散し唯冠

部の^{はぐき}齒齦を附着し咀嚼咬斷の際自然脱落し或は指頭を以て容易に取去せらるゝに至る然れども屢々不規則にして其順序を誤る者多し故に此期に至れば時々齒科醫の検査を受け適宜の處置を施さざる可からず

交換期に先ち乳齒の最後に方り上下兩顎の左右に各一齒を生す是れ即ち永久第一大臼齒にして爾後口内に在り食物咀嚼に於て最も偉功あるものなり然るに人或は其永久齒たるを知らず毫も意を注かす途に腐朽崩壞し後來食物咀嚼の際大に不便を感せしむるに至らしむ故に小兒六七歳に及へば時々齒數を閲し上下各十枚あるときは乳齒なり若し十枚を超ゆるときは即ち此永久齒なるを銘記し腐蝕せしむ可からず

乳齒保護の一法として之を適當に使用せしむると肝要なり即ち乳齒

盡く發生するに至れば假令嬰兒と雖も唯に粥狀食品のみに止まらず消化し易き固形物にして咀嚼の勞を要する食品を興へ少しく年長に及へば進んで胃の消化力の許す限り稍や硬固なる食物を給し咀嚼の習慣を養成すへし然るときは其咀嚼の爲めに起る所の勞働充血は能く齒牙の構成を堅牢ならしめ又顎骨の發育を完全ならしむ且に咀嚼の際に於て齒牙相互の接觸面を摩擦して粘液及食物渣滓の齒上に醗酵するを碍け齶齒を未發に豫防するの功あり

乳齒の腐蝕は亦之を等閑に付し或は之を拔去するの時期を過つ可からず然るに世人或は曰く乳齒は腐敗して後繼の永久齒に其居地を讓る可きものなり故に其朽缺するは之が常性なりと是れ誤解甚しきものにして乳齒は始め發生せし時の如く齒形整列始終缺るなく永久齒發生に及んで自から脱落するを良全の經過とす而して乳齒は其造構

軟弱にして永久齒の如く堅牢ならず故を以て速かに侵蝕され齒髓を露出して劇痛を起し次て死齒痛を續發す遂には缺損し小兒をして食物を充分咀嚼せずして嘔下するの習慣をなし爲めに胃腸病を誘起するに至る且つ爲めに乳齒根は消散の妙機を抑止せられ永久齒發育の障礙をなし所謂亂排齒（俗に云ふ）の一原因をなす加之其疾痛は大に兒童精神の發揚智識の發達に妨害を與へ其關係する所甚た大なり是を以て小兒幼時に於ては其母たる者指頭に手巾を纏ひ頻々齒牙を拭ひ之を清潔にし幼兒又既に物を記憶するに至れば常に淨水にて口内を洗嗽するの習慣を養成すれば生長の後に至るも齒牙を貴重する第二の天性とならん

若し又乳齒拔去の時期を過つときは之に續發萌生する永久齒の列位を錯亂し或は内に向ひ外に向ひ亂排齒となり口形を變異し終身顔貌

の美を損す最も注意せざる可からず然るに世人は之をも誤想して曰く乳齒は一時假生の齒なり何時除去すとも更に害する所なしと少しく其動搖弛緩するを見は以て好期とし齒拔師に托し直に之を拔除せしむることあり是れ無稽の方法にして後繼の永久齒萌生せんとするも爲めに隣齒に居地を奪われ正位に出づる能はず又永久齒既に萌生するも其部の乳齒を拔除せざる固より亦不可なり乳齒遺留の爲め之に代る所の永久齒及隣傍齒に不整を來たし亂排齒の原因をなし天與の美相を損するの不幸に致す既に述べしか如く乳齒は永久齒發生に及へば自から脱落する機能を有す故に宜しく其自然に任し而して永久齒發生するも脱落せざるべきは齒科醫の診を乞ひ之を拔除し且つ又腐蝕せるものは速に治療を仰かざる可からず

亂排齒は右の原因の外遺傳顎齒發育の不平均器械的原因
乳齒或は指頭を吮ふ

如き等より起る然れども幼少のときに於て施術すれば能く矯正の功を奏するを得へし故に世の父母たる者患兒の未だ壯年に及はざるに方て齒科醫の施術を乞ひ須らく天與の美相を保つ能はざるの不幸に陥らしむること勿れ

齲齒及消耗症

齲齒は口腔諸病中其首位を占むるの疾患たり人々口を開けは必ず多少の齲齒を有せざる者殆んど稀なり蓋し此疾患たる齒組織の缺損部、凹窩面、齒間等に食物渣滓の殘留せるもの酸化して齒質を溶解するに起り或は酸性唾液の化學的作用に由て齒皮を侵すに因る若し之を等閑に付し侵蝕朽缺の害を遠ふせしむるときは咀嚼不充分にして食物不消化なるを以て大害を全身に波及する論を待たず故に身體健康なるを欲せば、之か防禦術を知らざる可からず今左に原因及防禦の概略

を示さん

第一、齒牙の構成不良なるか或は其珐瑯質縫合面に齲隙を生ずる者

構成不完全なる者は食片の酸化其他僅微の原因の爲めに齲蝕し易く既に齲隙を生ずる者も亦食片等を蓄積するを以て然りとす此等の齒牙は速かに充填を施し且つ平素豫め掃除を怠る可からず

第二、身體不健康にして齒牙營養の衰弱せる者(生活力の退減に原由す殊に熱性諸病、妊娠中に於て然りとす)

第三、口内津唾の變性せる者(熱病、消化器病者及妊婦等に發し齒齲病の如きも亦唾液を變性す)及藥品の害を被むる者(水銀劑の如きは間接の原因をなし酸類製劑の如きは直接の原因をなす)

第四、齒位不正即ち亂排齒なる者

以上の齒牙衰弱、津唾變性せる者及齒牙に有害の藥品を用ゆる者は

特に歯牙を清潔にするに在り且つ常に亞留加里性合劑(石灰水或は重曹水)を用ゆへし亂排齒なる者は食片の齒間に潛入するものは直ちに除出し是亦平素掃除を怠る可からず且つ既に腐蝕するものは速かに充填するを宜しとす

第五、交換期に注意を誤る者

交換期に注意を要するの理は乳齒、永久齒錯亂並列せるの時なるを以て乳齒の腐蝕、永久齒に傳染するの憂あり蓋し齒牙の質たる其萌生の始めは軟弱にして歳月を経るに従ひ漸く堅剛緻密となる故に此際は容易に齲腐を致すものとす故を以て乳齒の腐蝕も速かに充填し餘害を永久齒に及ぼす可からず

第六、抵觸物、飲食物の所害を受る者及口内掃除を怠る者

抵觸物の所害とは不適當の物質を以て造れる義齒或は義齒を固定

するに糸を以てし或は鈎の製作不良なるか爲め齒質を侵蝕、摩擦して齲齒の原因をなすが如きを云ふ他は既に前章に詳かなり

第七、器械的の損傷を被むる者

外來の損傷を被むり齒牙を毀缺せる者なるを以て適應の充填術を施さる可からず

然り而して齒牙の質たるや堅剛強固なるか如しと雖も僅微の缺損たも忽ちにして病勢増進し其齲窩齒髓に近接し或は露出するときは口内に來る諸物の刺戟に由て劇甚の疼痛を起し次て齒髓化膿し頑固の疼痛を發し齒齦に腫物を生し膿汁を漏洩するに至り齒根膜炎、齒槽膿腫等に陥り疼痛瀰久或は漏管迂廻轉延して頰面、腮、頸に流注して達隔の處に開口し甚しきは爲めに顎骨を腐蝕して危害を生ずることあり其直接の害假令此の如くならざるも齒牙缺損は間接に全身に關係を

及はす蓋し鮮少ならず故を以て毎五六ヶ月に齒科醫の診を乞ひ先づ初期に方り適應の充填療法を施し大害を未發に防止するを要す且つ一齒の腐蝕は漸次其近接齒に傳染することを念頭に銘記し忘る可からず

齒牙の消耗も亦屢見する所の一症にして初め珐瑯質を溶解或は磨滅し次て象牙質を侵し遂に齒髓腔に及ふことあり消耗の部位は多くは尖端或は稀に咀嚼面及外面齒頸部にも亦多く之を見る而して消耗象牙質に進入すれば漸々褐色を増し知覺過敏にして寒熱及酸に感ずること最も甚しとす

原因に化學的と器械的の二あり化學的原因是は主に口内諸液の變性にして有害藥品を連用し酸性食品を嗜好する亦之か一原因とす器械的原因とは硬固食物、剛性齒刷子、粗製磨齒粉にして又齒牙咬合の状態に

も關す上下前齒の正合する場合は互に其尖端を或は臼齒缺亡の爲め

下前齒の尖端、上前齒の内面を衝突摩滅せしむることあり
本症も齶齒（上臼齒）と同じく消耗部の擴大せざるに及んで速かに充填を施し兼て口内を清潔にし亞兒加里性合劑に依て酸性害物を中和するの療法を要す

充填

前章既に述ふる如く齒牙は腐朽の大ならざるに方て充填せざる可からず蓋し其時期たる齶齒珐瑯質を経て象牙質に入らんとし冷熱、甘酸味の飲食に遇ひ微痛を覺知するや速かに齒科醫の門に來れ然るときは其充填物は能く永久に耐へ鴻益を將來に収むるを得るも世人の多くは病機漸く熟するに非されは其治療を乞はざるを以て施術の反復を要し時としては拔去の止むを得ざるに及はしむることあり今や

齒科の術は大に進歩し其缺損せるものも人工の齒牙を造り殆んど天工を奪ふの外觀を回復するとは雖も豈に全く天與の齒牙に優るを得んや既に充填療法の在るあり須らく依頼して以て天然齒の保存を圖らざる可からず然れども往時齒科術の開けざるに方り齒牙の病は咀呪祈禱の外抜齒の一療法あるのみにして所謂齒拔師に托するの餘習と近來彼等齒科醫の術を倣ひ充填を施すあるも固より無學無識病症を鑑別するの明なく防腐の處置亦之を知らず反て充填後一層の劇痛を發し其結果患者をして充填は無益の手術たるの觀念を起さしめ徒らに其腐朽を放まゝにせしめ再び疼痛すれば普通醫家に走り抜齒を乞ふか如き往々見る所嗚呼千金の寶玉も齒牙の一片に値せざるなり思はざるの甚しきものと謂ふへし吾人は彼齒拔師を憎むと共に此不幸なる患者を憐れざるを得ず

義齒

義齒は人工の齒牙なり天然の齒牙を失ふたる者之を用ひ飲食消化言語聲音を調へ衰老の容貌を復すへし輒近行はるゝ所の洋風義齒は通例磁製齒に金屬及硬護膜セルロイドの床を附し密に齒齦或は口蓋粘膜に襯着し少しく慣用すれば口内に在り毫も異物を含むの感覺を有せず固より他に患害を及ぼさなく齒色形状の如き殆んど眞に通り其功用に至ても亦天然の齒牙に譲らず又齒根健全にして骨中に殘存せるものは樞軸に依て床を附せず人工齒冠を固着挿入するを得るべく其他義齒装置の法多しと雖も一々茲に論するの要なきを以て之を畧せん

然り而して齒牙は假令一二齒の脱落と雖も速かに義齒を嵌用せされば言語咀嚼の困難は勿論隣齒及對齒に餘害を及ぼすものなり何んと

なれば各齒は其咬合の際個々一齒と相對するに非ずして恰も煉瓦の築造の如く一齒互に二齒と相對合するか故に若し二齒連續して損失すれば反對齒は抗抵力を失ひ挺出して他の齦肉を咬み終に動搖して脱落すへし又一齒の損失に於ては隣齒其空所はくまに向て傾倒し或は近傍齒の齒間離開して外觀を損失するの憂あり加之ならず之か爲め患部即ち空所に異狀を呈し義齒の裝置に困難にして完全なるものを得る能はざるに至るを以て抜齒後の如き其創痕癒合するや否や義齒製作を依頼すること肝要なり

本邦古來の義齒は外見の拙劣と加ふるに咀嚼の用に耐へず其材料は齒床共に木製いばなるあり骨牙角質蠟石の類を木床に植へしあり此等の材料の多くは飲食物に侵襲され爲めに惡臭を放ち其汚液食物と混下し胃腸を害し或は碎脆いさにして缺損し易く永久に耐ゆる能はず且つ糸

を以て隣齒に結縛するか故に次位の健齒は其部を腐蝕せられ或は動搖脱落せしめ終には一齒なきに至る又總義齒の如き其床厚くして重きを以て口内常に不快を感じ洋風義齒の巧妙にして實用に適するに若かさるや遠し然りと雖も洋風義齒も製作不完全なるものは舊套義齒と何そ異ならん受療者亦茲に心して彼敗徳入齒師の甘言に欺かるゝ等のことある勿れ

涅齒

涅齒は我邦往古より行はるゝ所の風習にして婦女の嫁するや必ず鐵漿そめを以て齒を染むるを例とす獨り婦女のみならず中古以還公卿及士人も亦涅齒そめせること史書に徴して明かなり今世男子の固より之を染むるなく婦女も亦染めざる者稍多しと雖も全國既婚婦人を通計せば蓋し涅齒者多きに居らん習慣を改めしは唯に都會の地にのみ止ま

れるか如し是亦一時風潮に感化して然るのみ真に其弊害を知り之を改むる者僅々稀に見る所なり行ふて而して其理を知らずんは矮人の觀場と何を異ならんや

抑も鐵漿の性質たる有機酸を以て鐵を溶解し五倍字を加へ黒色となせしものなり又彼かねしたなるものも亦酸類を以て製造せられ皆齒牙に塗布すれば其酸液能く珫瑯質を溶解し其滑澤を失ひて粗糙ならしめ鐵漿之か爲め染着し易からしむ夫れ酸類の酷厲なる金石を溶解す況んや酸と親和し易き土質より或形する所の齒牙に於てをや試に涅齒せる齒牙を驗するときは點々として殆んど肉眼見る能はざる無數のそび小孔を有せり且つ婦人は鐵漿の剝脱を憂ふか爲め自然口内の清潔法を怠たるを以て皆齲齒の原因となり齒牙朽缺崩壞し咀嚼の作用を失ひ消化機能を傷ひ從て全身諸病を發起す嗚呼婦女の病弱は一人

に止まらず延て子々孫々に及へは其極や一國の富強に關すと云ふも詛言に非ざるなり文身既に政府の禁令あり鐵漿の害此如し何を其禁令の之れなきや太皇太后及皇后兩陛下は明治六年三月を以て 天皇陛下の斷髪と同時に黛を落し鐵漿を剝し給へり同胞姉妹亦何を速かに兩陛下を學はざるや

本編ヲ終ルニ臨ミ特ニ讀者ノ注意ヲ乞ハントスルモ
ノハ齒科醫ト入齒々拔營業者トノ區別是ナリ
夫レ齒科醫トハ內外科醫ト同シク官府ノ試験ニ及第
シタル學術的醫師ニシテ入齒々拔營業者トハ從來ノ
入齒々拔師ガ官廳鑑札ノ下ニ一時其業ヲ繼續セル技
術的職工ニ過キサルナリ二者ノ間如斯徑庭アルニ關
セス該營業者ニシテ往々齒科醫ト類似ノ標牌ヲ掲出
シ又自カラ齒醫師ト唱フル者アリ爲メニ世人ハ齒科
醫ト入齒師トノ差異アルヲ判別スル能ハス從テ彼ガ
無責任ノ治術ヲ受ケ不德義ノ行爲ニ遭遇シ一ニ其責

ナ齒醫師ナル名目ノ下ニ歸スル者アル實ニ認見ノ甚
シキモノト謂フ可シ

今ヤ我邦戰勝ノ餘威ヲ承ケ國家益々多事ナラントス
苟モ國民タル者奮テ各自ノ健康ヲ増進シ富國強兵ノ
基礎ヲ鞏固ナラシメサル可カラス然ルニ前述ノ弊害
ニ由リ以テ其健康上ニ大關係ヲ有スル齒牙攝養ノ道
ヲ阻絶セシムルノ趨勢アル豈ニ吾人ノ社會ニ對スル
義務トシテ警醒セサルナキヲ得ンヤ

曩ニ吾人同業者ハ此弊害ヲ矯正シ世人ノ幸福ヲ増進
セントスルノ目的ヲ懷キ齒科醫會テフ一團體ヲ組織

シタリ其會員ハ左圖ニ示ス門標ヲ掲出シテ之カ證ト
シ又左ノ會則ヲ設ケ互ニ過失ナキヲ努メリ試ニ之ヲ
一讀セハ思ヒ半ハニ過ルモノアラシ且ツ附スルニ會
員名簿ヲ以テス亦聊カ世ニ便益ヲ與フルノ婆心ニ出
ルナリ

會員標(磁製)



齒科醫會々員

何之誰

横一寸九分

縦五寸

齒科醫會規則

第一條 本會ノ目的ハ我同業者ノ權利ヲ伸張シ業務ヲ保護スルニアリ

第二條 本會ハ齒科醫ヲ以テ組織ス但シ普通醫ニシテ明治十六年以前ニ齒科ヲ開業シ現時尙之レニ從事セルモノハ本會々員タルハ資格ヲ有ス

第三條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

常議員 十名 幹事 六名 書記 一名

第四條 常議員ハ本會ニ關スル總テノ事件ヲ審議シ幹事ハ會計及庶務ヲ處理ス

但シ幹事ハ勿論常議員會議ニ與ルモノトス

第五條 役員ハ記名投票ヲ以テ在京會員ヨリ撰舉シ任期ハ一ケ年ニシテ無報酬タルベシ但シ書記ハ幹事協議ノ上任用シ相當ノ給料ヲ與フ

第六條 本會ノ集會ハ通常會臨時會常議員會幹事會ノ四種トナス通常會ハ毎年五月十一月ノ二回之ヲ開キ十一月ノ集會ニハ會計庶務ノ報告ヲナシ及ビ役員ノ改撰ヲ行フ臨時會ハ議員三名以上會員五名以上要件ト認ムルキハ之ヲ開ク常議員會幹事會ハ必要ノ事件ニ際シ開會ス但シ議事ハ出席者ノ多數ニ依テ決スルモノトス

總テ集會ノ議長ハ出席員ノ投票ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 會員ヲ分チテ在京會員地方會員ノ二種トナス

第八條 會員ハ會費トシテ一ケ月金拾五錢ヲ納ムベシ但シ地方會員ハ毎半ケ年前納ノヲ

第九條 本會々員ハ會員外ノ者ト雖モ業務上ノ體面ヲ汚スノ所爲テリト認ムルキハ事務所ニ通知スヘシ本會ニ於テハ之ガ相當ノ手續ヲナスモノトス

第十條 新ニ本會ニ入會セントスル者ハ宿所姓名年齢及ヒ免狀番號ヲ記シ本會事務所ニ申込ムモノトス若シ退會セントスルキハ其理由ヲ記シ申出ツベシ

第十一條 本會々員ハ他ニ轉住シ若クハ廢業又ハ死去シタルキハ事務所ニ通報スヘシ

第十二條 本會々員ニシテ規則規約ニ違フ者アルキハ常議員會ニ附シ議決ノ上會員籍ヲ除クヲアルベシ

第十三條 本會々費ハ幹事之レヲ預リ剩餘金アルキハ逓信省貯金局ヘ預クヘシ

第十四條 齒科ニ關スル布達及伺指令等アルキハ本會ハ之レヲ全會員ニ通知アルモノトス

第十五條 此規則ニ改正ヲ要スルコトアルキハ通常會ニ於テ之レヲ議スルモノトス

齒科醫會規約

第一條 本會役員ノ撰ニ當リタルモノハ止ムヲ得ザル事故アルニ非レハ辭スルコトヲ得ズ

第二條 本會々員ハ友愛ノ情ヲ以テ互ニ輔佐匡正シ會員タルハ名譽ヲ全フスベシ

第三條 本會々員ニシテ出張所ヲ設クルトキハ本會事務所ニ通知スベシ

第四條 本會々員ハ妄リニ出張所ヲ設ケ常ニ其定日ニ出張ヲナサズシテ無免狀ノ者ニ代診ヲナサシムルカ又ハ名義ヲ貸ス等ノ所爲アル可ラズ

第五條 會員ハ門標ノ傍ニ本會ヨリ交附スル會員標ヲ掲ルモノトス但シ退會若クハ除名者ハ會員標ヲ返附スルモノトシ又會員標ヲ毀損シ或ハ出張所ニ同標ヲ要スルキハ實費ヲ納付シテ之ヲ請求シ各自妄リニ製作スルヲ禁ズ

第六條 會員ニシテ學生ヲ置カントスル者ハ三ヶ年以上修學セシムルヲ要ス

第七條 甲會員ノ學生ニシテ不都合ヲナシ本會事務所ニ届出ツルモノアリテ幹事ノ決議ニ依リ全會員ニ報告スルキハ乙會員ハ就學ヲ謝絶スルコトアルベシ

第八條 會員ニシテ會費ヲ納附セズ再三請求スルモ之ニ應セザルモノハ除名スルモノトス

第九條 本會々員ハ交誼ヲ厚フスル爲メ毎年春秋二期懇親會ヲ催ス
トアルベシ

第十條 何人ト雖モ齒科ニ有益ナル器械或ハ療法ヲ發明シタル者ニハ本會ニ於テ調査ノ上謝狀ヲ贈ルヲアルベシ

但シ調査員ハ役員ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條 本會々員ニシテ死去セルキハ各會員金貳拾錢ヲ本會ニ贈出シ其家族ニ贈ルモノトス

但シ本會々員ニシテ非常ナル災害ニ罹ルキモ本條ノ例ニヨルモノトス

齒科醫會々員名簿

東京之部

- 麴町區平河町一丁目十六番地
- 全 麴町三丁目十八番地
- 全 三番町四十四番地
- 全 飯田町一丁目六十七番地
- 全 全町三丁目六番地
- 全 平河町一丁目十六番地
- 神田區駿河臺南甲賀町十九番地
- 全 今川小路一丁目五番地
- 全 淡路町二丁目四番地
- 全 佐柄木町二十一番地
- 全 南神保町十七番地
- 日本橋區藥研堀町二十九番地

- | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 富 | 一 | 齋 | 井 | 田 | 渡 | 小 | 佐 | 中 | 松 | 若 | 高 |
| 安 | ノ | 藤 | 野 | 中 | 邊 | 島 | 藤 | 原 | 田 | 井 | 田 |
| 晋 | 井 | 英 | 春 | 熊 | 良 | 振 | 丈 | 市 | 榮 | 金 | 直 |
| | 正 | 三 | 毅 | 三 | 齋 | 一 | 次 | 五 | 太 | 作 | 友 |
| | 典 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | | |

日本橋區藥研堀町二十九番地富安晋方
 全 村松町三十六番地
 全 本石町三丁目十三番地
 全 小舟町一丁目八番地
 全 青物町十七番地
 全 吳服町十番地
 全 箱崎町三丁目二番地
 全 本町二丁目十二番地
 京橋區弓町二十一番地
 全 銀座三丁目十七番地
 全 南鍋町一丁目四番地
 全 三十間堀町一丁目石越病院内
 全 南金六町五番地
 全 全町十五番地
 全 全町全番地伊澤信平方
 全 山城町三番地

四十
 小川勝一
 小笠原義章
 古谷忠次郎
 倉成愼治
 高橋全治
 浦井龍太郎
 塚原
 高橋乙
 菅沼友三郎
 高山紀齋
 小幡英之助
 向江都知三
 名倉政衛
 伊澤信平
 高橋直太郎
 瓜生源太郎

全 全 全番地瓜生源太郎方
 全 鈴木町十二番地
 芝區南佐久間町二丁目十八番地
 全 今入町十一番地
 全 西ノ久保八幡町九番地
 全 宇田川横町五番地
 全 櫻川町十五番地難波方
 全 伊皿子町七十五番地高山齒科醫學院内
 全 所
 全 所
 麻布區鳥居坂町四番地
 全 芝森元町二丁目二十一番地
 赤坂區新町三丁目十九番地
 四谷區荒木町二十七番地
 牛込區岩戸町十一番地
 小石川區小日向水道町八十四番地

寺本數衛
 千田茂
 毛利金次郎
 榎本積一
 岡田勳
 竹澤久次郎
 藤島太麻夫
 血脇守之助
 廣瀬武次郎
 植田爲三郎
 伊澤道盛
 荒木盛英
 小西安次郎
 大澤九重郎
 河村利次郎
 野村大助
 四十一

下谷區練堀町二十一番地
 淺草區東三筋町二十八番地
 全 下平右衛門町十三番地
 全 榮久町百四十番地
 深川區東元町一番地
 府下南多摩郡八王子橫山町百六十一番地

地方之部

栃木縣宇都宮町大字池上町七十七番地
 全 足尾町
 全 足利町
 愛知縣名古屋市下長者町
 全 丹羽郡羽黑村
 福岡縣久留米市兩替町五十四番地
 全 企救郡小倉町大字船頭町四十一番地
 三重縣津市北堀端
 京都市東洞院三條北曇華院前町一番地

鈴木 伊麻吉
 平岡 賴一
 青山 松次郎
 池ノ谷 德太郎
 岡村 五十一郎
 須田 平四郎
 大垣 鈴次郎
 杉崎 信藏
 本山 幸三郎
 渡邊 敬三郎
 武内 都史雄
 風斗 就愛
 石井 良治
 直村 善五郎
 森田 駒次郎

全 市室町通御池下ル圓福寺町二十二番地
 全 市下京區六角通り新町東入二十六番戶
 福島縣福島町南裡二丁目八番地
 長崎縣長崎市万歳町十六番地
 山形縣山形市八日町七百五十六番地
 神奈川縣橫濱市境町一丁目九番地
 全 市尾上町五丁目
 全 市蓬萊町一丁目三番地
 全 市辨天通三丁目
 全 市住吉町五丁目七十二番地
 北海道函館市末廣町二十五番地
 全 市大町十五番地高木五三郎方
 岡山縣岡山市大字天瀬百二十六番地
 全 市下田町二十四番地
 石川縣金澤市梅本町三番地
 全 市南町七十七番地

堀内 梅徹
 高道 川梅
 荒川 廣脩
 松添 誠太
 高橋 齋太
 林讓 治齋
 關川 重吾
 高村 英昌
 黒田 虎太郎
 早野 連之助
 大月 龜太郎
 横山 篤次郎
 兒島 市郎
 和田 忠郎
 清水 奎平
 菊池 玄勝

茨城縣水戸市上市五軒町二十一番地
 廣島縣廣島市幟町百八十九番地
 山口縣萩熊谷町
 大分縣下毛郡中津町字三ノ町
 宮城縣仙臺市東三番町
 全 市西仲町
 島根縣松江市灘町
 兵庫縣神戸市居留地十番館片山敦彦方
 愛媛縣喜多郡内子町
 千葉縣木更津仲町
 全 佐倉町
 長野縣長野市千歲町一丁目
 靜岡縣豊田郡中泉七軒町百二十一番地

齒科醫會現任役員

常議員

小幡英之助

木田平太郎
 佐々部迂一
 榎崎東陽
 荒金由二
 石橋甲子郎
 中目巳平
 四方文吉
 竹内巳六
 大野量彌
 山田丑太郎
 長谷川國太郎
 有本和貴
 西尾勝太郎

幹事

高山紀盛
 伊澤道平
 伊澤信一
 榎本積一郎
 菅沼友三郎
 渡邊良齋
 倉成慎治
 井野春毅
 瓜生源太郎
 富安晋
 青山松次郎
 平岡頼一
 齋藤英三郎
 高橋直太郎
 中原市五郎

18
670

3/55

明

會員名簿中宿所ノ移動

長野縣松本町上條方(東京ヨリ轉)

京橋區南佐柄木町三番地

日本橋區檜物町七番地(地方ヨリ轉)

浦井龍太郎

瓜生源太郎

長谷川國太郎

正誤

十三頁第五行

二十六頁第八行

二十七頁第二行

三十頁第八行

且にハ且つノ誤

或形ハ成形ノ誤

太皇太后ノ太ハ衍字

齒科醫ヲ呼ンテ「下」齒拔屋ト云ヒ
ヲ脱ス

四號廿三番地

印刷者

仁

科

衛

東京市日本橋區藥研堀町
三十三番地

印刷所

厚

信

舎

東京市日本橋區藥研堀町
三十三番地

會

廿八

矣

目

明治二十八年十一月廿六日印刷
明治二十八年十一月三十日發行

(非賣品)

著作兼發行者

齒科醫會

東京市淺草區東三筋町廿八番地平岡賴一方

右代表者

下川 確 矣

東京市淺草區馬道町壹丁目四號廿三番地

印刷者

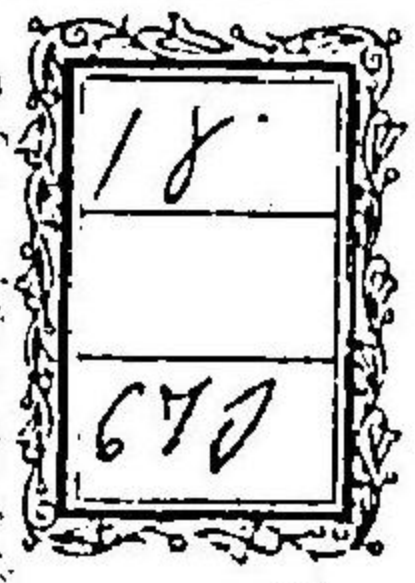
仁科 衛

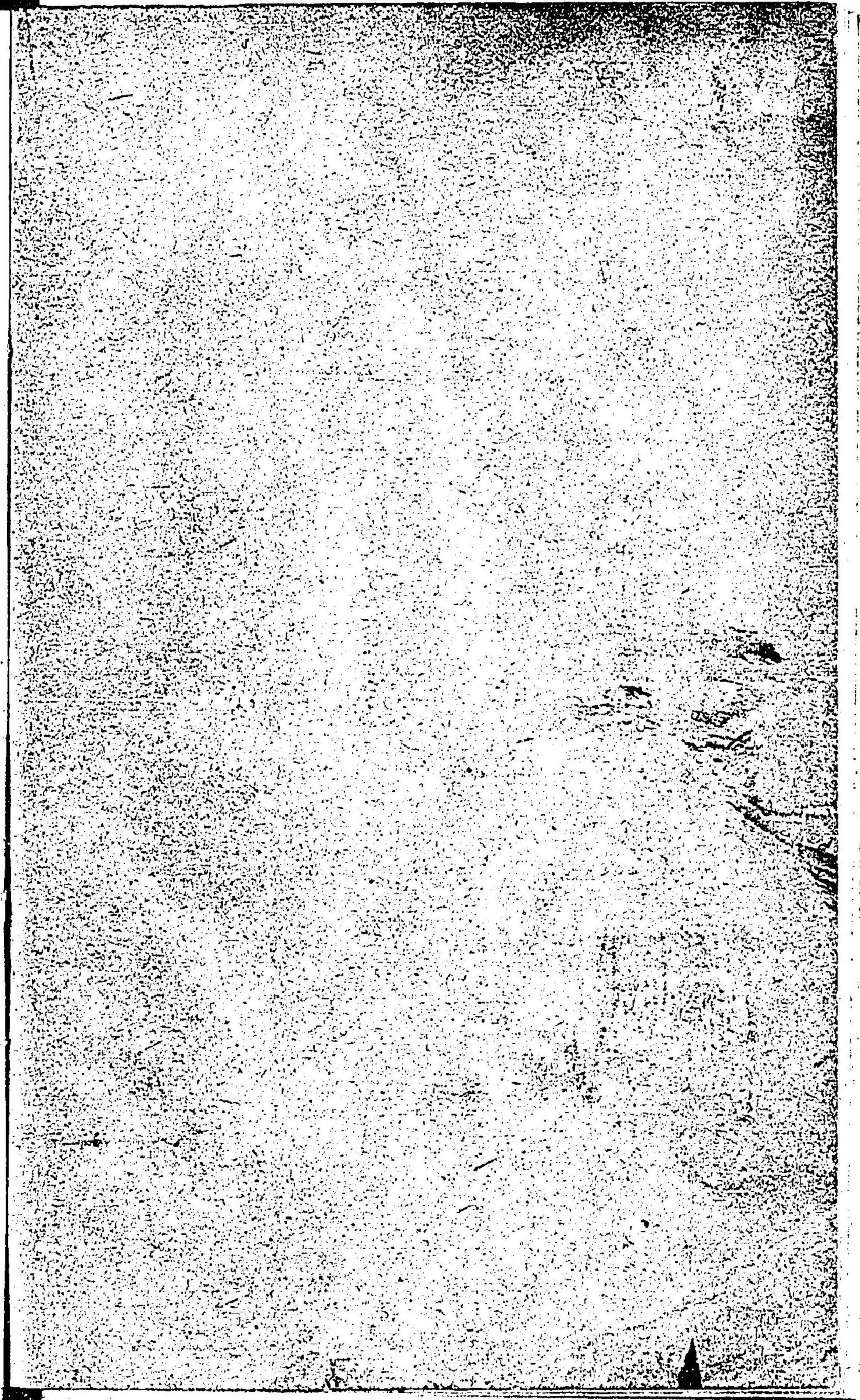
東京市日本橋區藥研堀町三十三番地

印刷所

厚信 舍

東京市日本橋區藥研堀町三十三番地





18
670

